## 特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	
又は保険薬局コード	届出番号
_	٦
連絡先	
担当者氏名:	
電話番号:	
(届出事項)	
[	の施設基準に係る届出
ものに限る。)を行ったこと      当該届出を行う前6か月間	がないこと。 において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
ものに限る。)を行ったこと  当該届出を行う前6か月間 掲示事項等第三に規定する基  当該届出を行う前6か月間 第1項の規定に基づく検査等 ことがないこと。	がないこと。 において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ
ものに限る。)を行ったこと  当該届出を行う前6か月間 掲示事項等第三に規定する基  当該届出を行う前6か月間 第1項の規定に基づく検査等 ことがないこと。  当該届出を行う時点におい	がないこと。 において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ て、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入
ものに限る。)を行ったこと  当該届出を行う前6か月間 掲示事項等第三に規定する  当該届出を行う前6か月間 第1項の規定に基づく検査等 ことがないこと。  当該届出を行う時点におい 基本料の算定方法に規定する 保険医療機関でないこと。	において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
ものに限る。)を行ったこと  当該届出を行う前6か月間 掲示事項等第三に規定する  当該届出を行う前6か月間 第1項の規定に基づく検査等 ことがないこと。  当該届出を行う時点におい 基本料の算定方法に規定する 保険医療機関でないこと。	がないこと。 において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ て、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する
ものに限る。)を行ったこと  当該届出を行う前6か月間 掲示事項等第三に規定する  当該届出を行う前6か月間 第1項の規定に基 ことがないこと。  当該届出を行う時点におい 基本料の算定方法に規定する 保険医療機関でないこと。  標記について、上記基準のす	がないこと。 において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められて、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する
ものに限る。)を行ったこと し 当該届出を行う前の規定は規一を行うを	がないこと。 において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められて、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する

- 備考1 [ ]欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
  - 2 □には、適合する場合「√」を記入すること。
  - 3 届出書は、正副2通提出のこと。

- 1 「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。
- 2 「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。
- 3 「既届出」欄にチェックをした場合は、届出年月を記載する。
- 4 届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

施設基	名 称	今回 届出	既届出		既届出 算定しない		様式(別添2)
<u>準通知</u> 1	ウイルス疾患指導料			年	月		1, 4
1თ8	心臓ペースメーカー指導管理料(植込型除細動器移行加算)			年	月		24の2
2	高度難聴指導管理料			年	月		2
3	喘息治療管理料			年	月		3
4	糖尿病合併症管理料			年	月		5
4თ2	がん性疼痛緩和指導管理料			年	月		5თ2
4თ3	がん患者指導管理料			年	月		5 <b>の</b> 3
4の4	外来緩和ケア管理料			年	月		5 <b>თ</b> 4, 4
4თ5	移植後患者指導管理料			年	月		5の5 (基本別添7)13の2
4の6	糖尿病透析予防指導管理料			年	月		5の6 (基本別添7)13の2
5	小児科外来診療料			年	月		6
6	地域連携小児夜間・休日診療料 1			年	月		7
6	地域連携小児夜間・休日診療料 2			年	月		7
6 <b>ග</b> 3	地域連携夜間・休日診療料			年	月		7の2
6の4	 院内トリアージ実施料 			年	月		7の3 (基本別添7)13の2
6 <b>の</b> 5	夜間休日救急搬送医学管理料			年	月		7 <b>0</b> 4
6 <b>ග</b> 6	外来リハビリテーション診療料			年	月		7 <b>の</b> 5
6の7	外来放射線照射診療料			年	月		7 <b>の</b> 6
6თ8	地域包括診療料			年	月		7の7
7	ニコチン依存症管理料			年	月		8, 4
8	開放型病院共同指導料			年	月		9, 10
9	在宅療養支援診療所			年	月		11, 11の3, 11の4
10	地域連携診療計画管理料			年	月		12, 12の2
10	地域連携診療計画退院時指導料(I)			年	月		12, 12の2
10	地域連携診療計画退院時指導料(II)			年	月		12, 12の2
11	ハイリスク妊産婦共同管理料(I)			年	月		13
11の2	がん治療連携計画策定料			年	月		13の2, 13の3
11の2	がん治療連携指導料			年	月		13の2
11の3	がん治療連携管理料			年	月		(基本別添7)33
11の4	認知症専門診断管理料			年	月		13の5
11の5	肝炎インターフェロン治療計画料			年	月		13の6
12	薬剤管理指導料			年	月		14, 4
12の 2	医療機器安全管理料 1			年	月		15

12	15
12	15
13	17
14	18
14	11 2 11 3 11
14	17
15	19
16	20
16	20 3
16	20 3
16 3	20 4 20 5
16 4	20 7
16 5	20
16 6	24 5
17	21
17 2	21 4
18	22
18 2	22 2 4
19	22
19 2	22
20	22
20 2	22
21	23
22	24
22 2 m a	24 2
22 3 m 4	24 6
22 4	24 3, 4
22 5	24 7 24 4, 4
23 2	24 4, 4
24	25
25	26
25 2	26 2, 26 3, 4, 52
26	27
26 2	28
27	29
27 2	29 2
28	30
29	31
29 2	31 2
29 3	31 3, 52, 4

施設基準通知	名称	今回 届出	既届出		既届出り		様式(別添2)
29の4	CT透視下気管支鏡検査加算			年	月		38
30	画像診断管理加算 1			年	月		32
30	画像診断管理加算 2			年	月		32
31	歯科画像診断管理加算			年	月		33
32	遠隔画像診断			年	月		34又は35
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮 影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳 房用ポジトロン断層撮影			年	月		36
34	CT撮影及びMRI撮影			年	月		37
35	冠動脈CT撮影加算			年	月		38
35თ2	外傷全身CT加算			年	月		38
35 <b>თ</b> 3	大腸CT撮影加算			年	用		38
36	心臓MRI撮影加算			年	用		38
36თ2	抗悪性腫瘍剤処方管理加算			年	月		38თ2
37	外来化学療法加算 1			年	月		39
37	外来化学療法加算2			年	月		39
37თ 2	無菌製剤処理料			年	月		40, 4
38	心大血管疾患リハビリテーション料(I)			年	月		41, 44 <b>の</b> 2
39	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)			年	月		41, 44 <b>の</b> 2
40	脳血管疾患等リハビリテーション料(I)			年	月		42, 42の3, 44の2
40の2	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)			年	月		42, 42の3, 44の2
41	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)			年	月		42, 42の3, 44の2
42	運動器リハビリテーション料(I)			年	月		42, 42の3, 44の2
42の2	運動器リハビリテーション料(Ⅱ)			年	月		42, 42 <i>o</i> 3, 44 <i>o</i> 2
43	運動器リハビリテーション料(皿)			年	月		42, 42の3, 44の2
44	呼吸器リハビリテーション料(I)			年	月		42, 44 <b>0</b> 2
45	呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)			年	月		42, 44 <b>0</b> 2
45 <b>の</b> 2	摂食機能療法(経口摂取回復促進加算)			年	月		43の4、43の5
46	難病患者リハビリテーション料			年	月		43, 44 <i>0</i> 2
47	障害児(者)リハビリテーション料			年	月		43, 44 <i>0</i> 2
47の2	がん患者リハビリテーション料			年	月		43 <i>0</i> 2, 44 <i>0</i> 2
47 <b>の</b> 3	認知症患者リハビリテーション			年	月		43 <i>の</i> 3
47の4	集団コミュニケーション療法料			年	月		44, 44 <i>0</i> 2
47の5	歯科口腔リハビリテーション料 2			年	月		44 <i>0</i> 4
48	認知療法・認知行動療法			年	月		44 <b>の</b> 3
48の2	精神科作業療法			年	月		45, 4
49	精神科ショート・ケア「大規模なもの」			年	月		46, 4
50	精神科ショート・ケア「小規模なもの」			年	月		46, 4
51	精神科デイ・ケア「大規模なもの」			年	月		46, 4
52	精神科デイ・ケア「小規模なもの」			年	月		46, 4
53	精神科ナイト・ケア			年	月		46, 4
54	精神科デイ・ナイト・ケア			年	月		46, 4

施設基準通知	名称	今回 届出	既届出			算定 しない	様式(別添2)
54の2	抗精神病特定薬剤治療指導管理料 (治療抵抗性統合失調症治療指導 管理料に限る。)			年	月		46 <b>の</b> 3
55	重度認知症患者デイ・ケア料			年	月		47
55の2	精神科重症患者早期集中支援管理料			年	月		47の2
56	医療保護入院等診療料			年	月		48
56の2	処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1			年	月		48の2, 48の3, 48の4, 48の5, 13の2, 4
57	エタノールの局所注入 (甲状腺に対するもの)			年	月		49
57	エタノールの局所注入 (副甲状腺に対するもの)			年	月		49の2
57の2	透析液水質確保加算			年	月		<b>49の3</b>
57 <b>の</b> 3	磁気による膀胱等刺激法			年	月		49 <i>0</i> 74, 4
57の4	一酸化窒素吸入療法			年	月		49の5
57の54	う蝕歯無痛的窩洞形成加算			年	月		50
57の6	CAD/CAM冠			年	月		50の2
57の7	歯科技工加算			年	月		50の3
57の8	皮膚悪性腫瘍切除術 (悪性黒色腫センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。)			年	月		50 <i>0</i> 04, 52, 4
57の9	組織拡張器による再建手術(一連につき)(乳房(再建手術)の場合に限る。)			年	月		50 <i>0</i> 5
57の10	骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)			年	月		50 <b>0</b> 6, 52, 4
58	腫瘍脊椎骨全摘術			年	月		51, 52, 4
58თ2	脳腫瘍覚醒下マッピング加算			年	月		51 <i>0</i> 2, 52, 4
58 <b>თ</b> 3	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算			年	月		51 <b>0</b> 3, 4
59	頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)			年	月		52, 54, 4
60	脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺激装置交 換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術			年	月		25
60の2	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術			年	月		53, 4
60 <i>ග</i> 3	治療的角膜切除術(エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。))			年	月		52, 54 <b>0</b> 2, 4
60の4	羊膜移植術			年	月		52, 54 <b>0</b> 3, 4
60の5	緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるも の))			年	月		52, 54 <b>0</b> 4, 4
60の6	網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)			年	月		52, 54 <b>0</b> 5, 4
60の7	網膜再建術			年	月		52, 54 <b>0</b> 6, 4
61	人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交 換術			年	月		52, 55, 4
61の2	内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)			年	月		52, 54 <i>0</i> 7, 4
61の3	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)			年	月		52, 56, 4
61 <i>の</i> 4	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るものに限る。)			年	月		52, 56 <b>0</b> 3, 4
61の5	乳がんセンチネルリンパ節加算 1 、乳がんセンチネルリンパ節加算 2			年	月		52, 56 <b>0</b> 2, 4
61の6	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)			年	月		50の5

施設基準通知	名称	今回 既届出				算定 しない	様式(別添2)
62	同種死体肺移植術			年	月		57
62の2	生体部分肺移植術			年	月		52, 58
62の3	経皮的冠動脈形成術			年	月		72
63	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)			年	月		52, 59
63 <b>の</b> 2	経皮的冠動脈ステント留置術			年	月		72
63 <i>0</i> 3	経皮的大動脈弁置換術			年	月		52, 59 <b>0</b> 2, 4
63の4	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術			年	月		52, 59 <b>0</b> 3, 4
63の5	磁気ナビゲーション加算			年	月		52, 59 <b>0</b> 4, 4
64	経皮的中隔心筋焼灼術			年	月		52, 60
65	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術			年	月		24
65の2	植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術			年	月		24の2
66	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術			年	月		52, 61, 4
67	植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去 術 (レーザーシースを用いるもの)			年	月		52, 62, 4
67の2	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術			年	月		52, 63, 4
68	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)			年	月		24
69	補助人工心臓			年	月		52, 64, 4
70	植込型補助人工心臓(拍動流型)			年	月		52, 65, 4
70თ2	植込型補助人工心臓(非拍動流型)			年	月		52, 65 <b>0</b> 3, 4
71	同種心移植術			年	月		57
72	同種心肺移植術			年	月		57
72の2	経皮的大動脈遮断術			年	月		65の2
72の3	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術			年	月		52, 65の4, 4
72の4	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術			年	月		52, 65の5, 4
72の5	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術			年	月		52, 65の5, 4
72の6	ダメージコントロール手術			年	月		65の2
72の7	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫 瘍手術			年	月		52, 65ø5, 4
72の8	腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)			年	月		52, 65 <i>Φ</i> 6, 4
73	体外衝撃波胆石破砕術			年	月		66, 4
73の2	腹腔鏡下肝切除術			年	月		52, 66 <b>0</b> 2, 4
74	生体部分肝移植術			年	月		52, 67
75	同種死体肝移植術			年	月		57
75の2	体外衝撃波膵石破砕術			年	月		66, 4
75 <b>の</b> 3	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術			年	月		52, 67 <b>0</b> 2, 4
76	同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術			年	月		57
76の2	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術			年	月		52, 67 <b>0</b> 3, 4
76の3	腹腔鏡下小切開副腎摘出術			年	月		52, 65 <i>σ</i> 5, 4
77	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術			年	月		66, 4
77の2	腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下 小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術			年	月		52, 65Ø5, 4

施設基準通知	名 称	今回 届出	既届出		既届出		様式(別添2)
77 <b>の</b> 3	腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)			年	月		68 <i>0</i> 2, 4
77の4	同種死体腎移植術			年	月		57
77の5	生体腎移植術			年	月		52, 69
77の6	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術			年	月		52, 65ø5, 4
77の7	膀胱水圧拡張術			年	月		52, 69 <b>0</b> 2, 4
77の8	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術			年	月		52, 65ø5, 4
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術			年	月		52, 69 <b>0</b> 3, 4
77の10	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術			年	月		52, 69 <b>0</b> 3, 4
77の11	人工尿道括約筋植込・置換術			年	月		69の4, 4
77の12	焦点式高エネルギー超音波療法			年	月		52, 70, 4
78	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 71, 4
78თ2	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 65の5, 4
78თ3	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)			年	月		52, 71 <i>0</i> 2, 4
78の4	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術			年	月		71の3
78の5	胎児胸腔・羊水腔シャント術			年	月		52, 71 <b>0</b> 4, 4
79	医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部 の通則4を含む。)に掲げる手術			年	月		72
79の2	手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1			年	月		48の2, 48の3, 48の4, 48の5, 13の2, 4
79の3	胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)			年	月		43 <i>0</i> 4, 43 <i>0</i> 5
80	輸血管理料 I			年	月		73
80	輸血管理料Ⅱ			年	月		73
80	輸血適正使用加算			年	月		73
80	貯血式自己血輸血管理体制加算			年	月		73
80の 2	自己生体組織接着剤作成術			年	月		73の2
80თ ვ	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算			年	月		73の3
80の 4	内視鏡手術用施設機器加算			年	用		73 <b>の</b> 4, 52, 4
80 <i>ග</i> 5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算			年	月		43の4
80の6	歯周組織再生誘導手術			年	月		74
80თ7	手術時歯根面レーザー応用加算			年	月		74の2
8008	広範囲顎骨支持型装置埋入手術			年	月		74の3
81	麻酔管理料(I)			年	月		75
81の2	麻酔管理料 (Ⅱ)			年	月		75
82	放射線治療専任加算			年	月		76
82の2	外来放射線治療加算			年	月		76
83	高エネルギー放射線治療			年	月		77
83 <b>ග</b> 2	1 回線量増加加算			年	月		77
83 <i>0</i> 3	強度変調放射線治療 (IMRT)			年	月		78
83 <b>ග</b> 4	画像誘導放射線治療加算 (IGRT)			年	月		78თ2
83 <b>ග</b> 5	体外照射呼吸性移動対策加算			年	月		78თ3
84	定位放射線治療			年	月		79

	ī	1	
84 2			78 3
84 3			79 2
84 4			80
84 5			80
84 6			80 2
84 7			80 3
85			81
86			82
87			83
88			84
89			84 2 4
89			84 2 4
90			85
90			85
90			85
91			86 4
92			87

16, 53, 68

## 後発医薬品調剤体制加算1及び2の施設基準に係る届出書添付書類

届出に係る後発医薬品調剤体制	( )	後 発 医 薬 品 調 剤 体 制 加 算 1
加算の区分		(カットオフ値50%以上かつ新指標55%以上)
(いずれかに〇を付す)	( )	後 発 医 薬 品 調 剤 体 制 加 算 2
		(カットオフ値50%以上かつ新指標65%以上)

全医薬品の規格単位数量及び後発医薬品の規格単位数量並びにその割合										
期 間 (届出時の直近3か月間:1か月 ごと及び3か月間の合計)	年	月	年	月	年 月	年 月 ~ 年 月 (直近3か月間の 合計)				
全医薬品の規格単位数量(①)										
後発医薬品あり先発医薬品及び 後発医薬品の規格単位数量 (②)										
後発医薬品の規格単位数量(③)										
カットオフ値の割合 (②/①)(%)										
新指標の割合 (③/②) (%)										

## [記載上の注意]

- 1 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 後発医薬品の規格単位数量の割合を計算するに当たっては、「「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(平成 26 年 3月5日保医発 0305 第 13 号)を参照すること。